

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給する手当の支給について、受給資格及び手当額の認定、審査、決定を行う事務。 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当資格ファイル (2)児童扶養手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(81の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が含まれる書類については、個人情報に配慮し、溶解廃棄を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-1-③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	1. 児童扶養手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	事後	
平成31年2月8日	I-5-①部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども政策課	事後	
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長 神谷 司	こども政策課長	事後	
平成31年2月8日	I-7 請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	I-7 連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成26年12月19日 時点	1,000人以上1万人未満 平成31年2月8日 時点	事後	
平成31年2月8日	II-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年12月19日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
令和3年5月28日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	I-1-③ システムの名称	2. 共通基盤(連携・統合宛名)	2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年10月24日	I-3 法令上の根拠	・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号	・別表第一省令第29条	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養	:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:別表第二省令第12条第1、3、4号、第19条第 1、2、3、4、5号、第35条第2号、第36条第1、2	:別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、 第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:別表第二省令第31条第1、2、3、4、5、6号	:別表第二省令第31条	事後	
令和5年3月30日	I-1-③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	1. 児童扶養手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	事後	
令和5年3月30日	I-5-①部署	こども未来部 こども政策課	こども未来部 こども支援課	事前	
令和5年3月30日	I-5-②所属長の役職名	こども政策課長	こども支援課長	事前	
令和5年3月30日	II-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年5月28日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年5月28日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-7 請求先	所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番 地	所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番 地1	事前	
令和5年11月30日	I-7 連絡先	所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番 地	所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番 地1	事前	
令和5年11月30日	II-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年3月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年3月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和7年3月14日	番号法改正に伴う法令上の根 拠の修正	番号法第9条第1項 別表第一	番号法第9条第1項 別表	事後	
令和7年3月14日	番号法改正に伴う法令上の根 拠の修正	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表	事後	
令和7年3月14日	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の適用 欄	—	新規追加	事後	
令和7年3月14日	II しきい値判断項目	令和5年11月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月14日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業(判断の根拠)	—	新規追加	事後	
令和7年3月14日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)	—	新規追加	事後	